

提供日 2026/06/23
タイトル 懲戒免職処分取消請求事件の上告に係る決定
担当 教育委員会 教育総務課
連絡先 勤務条件・監察班
TEL 054-221-3144



静岡県が最高裁判所に対して上告及び上告受理を申し立てた、元教諭に係る懲戒免職処分取消請求事件について、令和8年6月19日（金）に最高裁判所において、上告の棄却及び上告不受理の決定がなされた。

1 事件の概要

被控訴人である元教諭が物損事故を伴う酒気帯び運転により、県教育委員会から令和元年8月20日付けで懲戒免職処分を受けたことについて、元教諭は、本件懲戒事由とされた酒気帯び運転について、飲酒前に鼻炎薬を服用したことによる「せん妄」で酒気帯び運転の認識を欠いていたものであり、本件処分は、懲戒事由を欠くとともに裁量権の逸脱・濫用があったと主張し、本件処分の取消しを求めた事案である。

第1審の静岡地方裁判所（令和7年3月6日）及び第2審の東京高等裁判所（令和7年10月30日）の判決は、県教育委員会が、元教諭の「せん妄」状態を考慮せずに懲戒処分を決定したことは、裁量権の逸脱・濫用があり懲戒処分は違法であると判断して、元教諭の請求を認容した。

2 裁判の経緯

令和5年9月21日 元教諭が訴訟提起
令和7年3月6日 第1審 静岡地方裁判所判決（静岡県が敗訴）
令和7年3月21日 静岡県が東京高等裁判所へ控訴
令和7年10月30日 第2審 東京高等裁判所判決（静岡県が敗訴）
令和7年11月11日 静岡県が最高裁判所へ上告及び上告受理の申立て

3 主文

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

4 県教育委員会教育長 前澤 綾子 コメント

本決定に対して、これまでの県の主張が認められなかったことについて大変残念ですが、裁判所の判断を厳粛に受け止めてまいります。